

第2回労働審判開催される！

10月23日、東京地方裁判所（民事19部）において、山本修さんの出向延長問題に対する第2回労働審判が開催されました。

今回の審判では前回（9月7日）労働審判委員会より「双方で和解できないか、具体案を提示する」ことが確認されていました。

私たちは会社に対して「山本さんを1年以内にJR本体に戻すなら、調停に応じる」という和解案を提示しました。これにたいして会社側は「会社における出向制度そのものにかかわる調停内容となることから、到底応じられない。」と拒否の姿勢をとりました。また「SMTでの労働条件改善や、SMT内での他の業務に申立人を従事させることが可能か否かについて現在確認を行っているところである。」という意見書を出してきました。

労働審判の中では、SMTでの坦務変更がどこまで可能なのか？を会社と組合が相互に審判員から呼ばれて審問されました。私たちは坦務変更の条件として「連続夜勤」と「重量作業」ないことを主張しました。また具体的な坦務箇所として、東京駅ホーム検査・品川駅車椅子などのも提示しました。

こうしたやりとりのあと、今後のスケジュールが決まりました。

1 1月7日までに会社はSMTでの坦務変更が可能な場所を組合に回答する。

1 1月27日までに組合は会社に返答する。

1 2月14日 第三回労働審判 13時30分から東京地裁で開催。

第三回労働審判は最後の審判となり、和解に合意できるか？否か？が決まります。決裂した場合には本裁判に移行します。

新幹線メンテナンス東海と団交開催合意！

また10月9日に新幹線地本がSMTに出していた、職場改善要求にたいする団体交渉を実施することが合意されました。

山本さんの強制出向延長問題の解決と、出向先での労働条件改善にむけた取り組みを進めましょう。そして組合員の利益だけでなく、出向先で「物も言えない仲間たち」の切実な声を要求にして職場を改善していきましょう。JR東海労は働く仲間たちと共にあります。